高知県犯罪被害者等支援事業費補助金

高知県では、重大な犯罪被害によって生命、身体の被害に遭われた方やそのご遺族の経済的な 負担の軽減を図るため、指針に基づき、犯罪被害からの回復に必要な資金の一部を補助する制度 を創設しました。

<補助金制度の概要>

項 目	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助				
補助限度額	死亡 30万円(上限) 重症病·性犯罪10万円(上限)	20万円(上限)	32万円(上限)				
補助の内容	重大な犯罪被害によって生命、 身体の被害に遭われた方やそ の遺族の犯罪被害による心身 の回復のために必要と認められ る生活資金の一部を補助します。	住居またはその付近において犯罪 被害に遭い、従前の住居に居住する ことが困難になったと認められる方 および遺族が、新たな住居への転 居に要する費用を一部補助します。	犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権消滅の時効を中断させるために行う、再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助します。				
対象経費	犯罪被害に遭ったことで生じ た費用で、他の公的支援の対 象とならない費用。	引越しを行った事業者に支払 う費用。	再提訴時に裁判所に支払う事 務手数料。				
申請期限	犯罪被害に遭った日から2年 犯罪被害に遭った日から1年 を超えていないこと。 を超えていないこと。		再提訴をした日から2年を超えていないこと。				
対象となる 犯罪被害者	①犯罪被害によって死亡した被害者の遺族。 ②犯罪被害によって負傷または疾病を負った被害者で、1カ月以上の加療かつ通算3日以上の 入院 (精神的な疾病は3日以上の労務不能) が必要であると医師に診断された方。 ③性犯罪による被害を受けた被害者で、加療などが必要であると医師に診断された方。						

※令和3年4月1日以降に発生した犯罪による被害(再提訴は、同日以降に提訴した場合)に限ります。 ※申請にあたっては、被害の状況などをお伺いするために面接相談が必要となります。

■制度のご利用にあたっては、このほかにも条件があります。申請を希望される 方や制度に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。また、 県のホームページでも詳しい情報を掲載しています。



ホームページ

- ○補助金申請や面接相談に関する相談窓口認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター ☎088-854-7867受付 月曜日~金曜日(土、日、祝日、年末年始を除く)午前10時~午後4時まで
- ○補助金制度に関するお問い合わせ 県庁 文化生活スポーツ部 県民生活課 ☎088-823-9340 受付 月曜日~金曜日(土、日、祝日、年末年始を除く) 午前9時~午後4時まで

黒潮町イベントカレンダー 2022(令和4)年8月・9月

変更となる場合がありますので、詳しくは担当係にお問い合わせください。

月日(曜)	行	事	名	場	所	時	間	お問い合わせ
8月14日(日) ・15日(月)	KUROSHIO ?	音 FES		ふるさと総	合センター	12:3	30	CROSS ROAD ☎080-4999-5115
15日(月)	シーサイドギャ	ァラリー20)22 · 夏	入野の浜		18:C 開場	_	NPO砂浜美術館 ☎43-4915
9月12日(月)	クレーマさんの英会話教室		あったかふれあい センターさが		10:0	00	あったかふれあいセンターさが ☎31-4807	

※イベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期、中止となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。